

海外在留邦人等向けワクチン接種事業（ノババックスのワクチンに係る接種対象年齢の引き下げ）

【ポイント】

●外務省が本邦の空港で実施している海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業について、7月30日（土）より、本事業におけるノババックスのワクチンによる初回接種の対象年齢が「満12歳以上」に変更されます。

【本文】

1 本邦の空港（羽田空港及び成田空港）における海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、今般、日本国内で、ノババックスのワクチンによる初回接種（1回目・2回目接種）の対象年齢が「満18歳以上」から「満12歳以上」へ引き下げられたことに伴い、7月30日（土）より、本事業におけるノババックスのワクチンによる初回接種の対象年齢も「満12歳以上」に変更されます。なお、3回目接種の対象年齢は引き続き18歳以上であるのでご留意願います。

2 本事業により接種を希望する場合には、日本入国時の水際対策措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立ててください。詳細については以下の外務省海外安全ホームページを御確認ください。（日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ）  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>